

## 論 説 報 告

第 26 卷 第 3 號 昭和 15 年 3 月

### 鐵筋コンクリート標準示方書の改正に就いて

土木學會コンクリート調査委員會

昭和 6 年土木學會鐵筋コンクリート標準示方書が制定されて以來、鐵筋コンクリートの設計及び施工が非常に進歩致しましたので、其の改訂の必要を痛感してをつたのであります。昭和 11 年 10 月に第 1 回の改訂を行ひましたが、内容全般に就いての改訂には觸れませんでした。全般の改訂に就きましてはコンクリート調査委員會にて審議を進め改正案を作成致しましたので、昭和 14 年 9 月の學會誌に掲載致し、會員各位の御意見を求めました。其の結果内務省、鐵道省、各府縣廳、東京市、大阪市を始めとして會員各位より多數の御意見を戴きましたので、夫等の御意見に就いて當委員會に於て慎重審議を致し、改正すべきは改め、茲に新しい土木學會鐵筋コンクリート標準示方書を制定致し、本會誌上に發表することになりました。

改正された示方書を發表するに當り、吉田委員長の命を受けましたので、如何なる理由に依つて改正したかを各條項毎に説明致し、會員諸兄の御参考に供すると同時に今回の改正の趣旨を明らかに致し度いと存じます。

(内山 實、松村孫治兩委員擔當)

第 2 章 定義 第 2 條 術語には新たに骨材表面水、無梁版及び被りを加へ骨材表面水——骨材の表面に附着せる水を言ふ、無梁版——柱に直接支持剛結せられたる版を言ふ、被り——コンクリート表面より最も近き鐵筋の表面までのコンクリートの厚さを言ふなる定義を與へた。

練直し及び練返しの 2 つの言葉は從來同意義に使用されたり、又は逆の意義に使用されて、間違ひを起し易かつたので、

練返し——コンクリート又はモルタルが凝結を始めたる場合に於て再び混合する作業を言ふ

練直し——コンクリート又はモルタルの混合後、相當時間を経過したる場合又は材料の分離を生じたる場合等に於て再び混合する作業を言ふなる定義を與へて間違ひのない様にした。

舊示方書の施工軟度なる言葉は從來 workability の譯語と考へられて居たが、其の定義に依ると、主としてコンクリートの流動性に就いて考へてゐる。ウォーカビリチーは流動性の大小と共に材料の分離に抵抗する程度をも示してゐる。従つて舊示方書の施工軟度と本示方書のウォーカビリチーとは定義を異にしてゐるので、新たに施工軟度なる言葉に上記の定義を與へるより、原語を使用した方が間違ひの起る惧れが少いので、今後はウォーカビリチーなる言葉を使用し、施工軟度を除くこととし、ウォーカビリチー——コンクリートの流動性に依る、施工容易の程度及び材料の分離に抵抗する程度を、決定するコンクリートの性質を云ふと改正した。

第 9 條 細骨材の粒度及び第 13 條 (1) 粗骨材の粒度に就いて、其の細粗粒適度に混合してある範囲を示す標準を舊示方書に比し更に細かき規定をなした。表-1 及び表-2 は何れも標準を示したもので、かかる粒度の骨材を必ず使用せよと云ふのではないから、實際上少しも困難を生じない。又、示方書に標準として示す以上は相當厳格な規定を設けるのが至當であるとの考慮に依り、其の改正を行つた。表-1 及び表-2 に示す數字は何づれも、米國材料試験協會のコンクリート用骨材に關する標準示方書に示されたものに近いのである。

第 13 條 (2) の粗骨材の最大寸法は舊示方書に於ては 7.5 cm 以下と規定した。然し强度の點よりは大なる骨

材の使用は望ましいが、餘り大きい骨材を使用するときには、完全な混合が得がたく、材料が分離し易く且つ取扱い不便である。鋼筋コンクリート用として使用される骨材は、特別の場合を除いては、其の最大寸法が 40 mm 以上である場合は極めて稀であるから、之等の事項を考慮して、其の最大寸法を 50 mm 以下と改正した。又、舊示方書には骨材の最大寸法をコンクリートを打つべき部材の型枠の最小内幅にて制限をしたが、厚さの薄い版等にあつては舊規定にては不都合が生ずるを以て、其の精神に於ては舊示方書と全く異なる所はないのであるが、本示方書に於ては部材の最小寸法の 1/5 と改正した。即ち、(2) 粗骨材の最大寸法は 50 mm 以下にして、コンクリートを打つべき部材の最小寸法の 1/5、又は鋼筋最小空間隔の 3/4 を超過すべからずと改正した。

第 17 條 鋼筋の材質は今般 JES が改正されたから、それに應じて舊示方書に規定した材質に成るべく等しくなる様に、本示方書にては JES 第 430 號 G 56 一般構造用延鋼材の規格中第二種 SS 41 に規定した鋼材を使用する様改正した。又、第 76 條に規定した如く、鋼筋の許容引張應力度は最大 1,200 kg/cm<sup>2</sup> であるから、十分な強度並びに伸びを有する特殊の鋼材と雖も普通の鋼筋としてしか使用し得ず非常に不經濟である。かかる特殊の鋼材を鋼筋として使用し得る途を開くために第 17 條に (2) の條項を新たに加へた。即ち、第 17 條は第 17 條材質 (1) 鋼筋として使用する鋼材は JES 第 430 號 G 56 一般構造用延鋼材の規格中、第二種 SS 41 の規定に合格したるものたるべし。(2) 責任技術者の承認を得たる場合に限り、前項に依らざる特殊の鋼材を使用することを得と改正した。

鋼筋の標準寸法は JES に規定してあるが、舊示方書に於ては丸鋼に就て、特に 14 種の標準大きさを規定して居たが、今回は多數の意見に依り、市場の實情に合はせるため、標準寸法は之を JES の規定にまかせることにし、第 18 條 標準寸法 鋼筋の寸法及び断面積は JES 第 25 號 G 14 標準棒鋼及び同第 26 號 G 15 標準形鋼の規格に依るべしと改正した。

セメントの貯蔵期間に就いては舊示方書には何等の規程もなかつたが、セメントを長期間貯蔵するときは、現在現場に於ける普通の貯蔵方法では、必ず強度は著しく低下するから、長期間の貯蔵は之を避くべきで、かかるセメントは使用すべきでない。然しそれでは餘り厳格すぎる懼れがあるので、6 ヶ月以上貯蔵し又は湿氣を受けたる疑ひあるセメントは再試験を行つた上、其の強度の低下を確め、それに相應した対策を講じて使用すべきで、第 19 條 セメントの貯蔵に (2) 6 ヶ月以上貯蔵し又は湿氣を受けたる疑ひあるセメントは再試験の上使用すべしなる新たな條項を規定した。

鋼筋の貯蔵に就いても舊示方書には別に規定がなかつたが、現場に於けるその貯蔵方法は可成り寒心に堪へぬものがあり、又、多少の錆は差し支へないとしても、浮錆は必ず之を落す必要もあるので、其の貯蔵に注意を喚起するために第 21 條として、鋼筋は直接地上に置くことを避け、倉庫内に又は適當なる覆ひをなして貯蔵すべしなる新しい條項を加へた。

配合は舊示方書に於ては容積比に依ることになつてゐたが、容積は其の計量方法に依り非常に異なるので不合理である。本示方書に於ては原則として重量比に依ることとし、第 23 條 (1)を示方配合はセメント、細骨材及び粗骨材の重量比又は容積比を以て表はすものとす。但し容積比を以て表はすときは、セメントの容積は重量 1500 kg を以て 1 m<sup>3</sup> とし、骨材の容積は「骨材の単位容積重量試験標準方法」(附録第 4 章)に依りて測定したるものとすと改正した。

コンクリートに使用する水量を示すに舊示方書に於ては水セメント重量比を以てしたが、最近の研究に依ればコンクリートの圧縮強度とセメント水重量比との間には直線的關係があるから、セメント水重量比を使用するのが便

利なので、近來漸次セメント水重量比を以て水量を示す様になつて來た。然し、從來使用され來つた水セメント重量比も全く之を除いてしまふことは、今日の状態では不便であるので、兩者混同する惧れはあるが、今回は兩者を併用することとし、水量はセメント水重量比又は水セメント重量比を以て示すこととし第 23 條(3)を、水量(コンクリート又はモルタルのセメント糊中に於ける水量)は、セメント水重量比又は水セメント重量比を以て示すものとすと改正した。將來はセメント水重量比に統一する考へである。

セメントの最小使用量として舊示方書に於ては寸法大なる構造物にして其の受くる應力が許容應力より特に低く、鐵筋防錆に支障なき場合に於ては前記の使用量を減少することを得と規定してあつて、どの程度まで減少して差し支へなきかは明記してなかつた。然しかかる場合にも餘りセメント量を減少するときには、コンクリートの諸性質を害する危険があるので、其の減少量の最大を指示する必要を認めた。本示方書に於ては其の 1 割減の出來上りコンクリート 1 m<sup>3</sup> に就いて 270 kg と規定した。又、近時コンクリートの施工に當り、各種の振動機が漸次使用されるに至つた。振動機を使用する場合には從來よりもセメント水重量比の大なるコンクリートの施工が可能であり、其の締固めも十分であるので、小量のセメントを以てしても、從来の締固めに依るコンクリートに比し、強度其の他の諸性質が少しも劣らない鐵筋コンクリートが造り得られることが、實驗及び經驗に依つて明にされてゐる。從つて振動機使用の場合にはセメントの最小使用量を、振動機を使用しない場合の締固めよりも低下し得る譯である。然し振動機が我國にて使用され始めてからまだ年數も浅く、其の經驗も十分でない。又、振動機は其の取扱い方法、コンクリートの配合及び水量等が當を得ない場合には、却つてコンクリートの諸性質を害す危険がある。之等の諸事項を考慮して、セメントの最小使用量は振動機を使用しない場合の大體 1 割減が適當であると考えて、セメントの最小使用量を出來上りコンクリート 1 m<sup>3</sup> に就いて 270 kg まで低下して差し支へない様に改正をした。即ち、第 24 條 セメントの最小使用量 の下半部を振動機を使用する場合、又は寸法大なる構造物にして、其の受くる應力度が許容應力度より特に低く、鐵筋防錆に支障なき場合等に於ては、前記の使用量を 270 kg まで減少することを得と改正した。

試験に依らざる場合のコンクリートの壓縮強度に就いては舊示方書にては材齡 28 日の壓縮強度と、それに相當する水セメント重量比とを與へてある。然しコンクリートの強度はセメントの種類及び品質に依り非常に影響されるから、本示方書のセメントは早強セメント、普通セメント及び高爐セメントの三種類を含み、其の強度にも相當の差異があるから、セメントの耐壓強度に應じて、コンクリートの壓縮強度を決定するのが合理的である。從つて本示方書に於ては早強セメント、普通セメント(JES に依る材齡 28 日の耐壓強度に應じて三階段に分つ)及び高爐セメント(JES に依る材齡 28 日の耐壓強度に應じて三階段に分つ)の三種類に就いて、夫々材齡 28 日に於けるコンクリートの壓縮強度を與へた。先に述べた如くコンクリートの壓縮強度とセメント水重量比とは直線的關係にあるを以て、壓縮強度をセメント水重量比にて式にて示した。

先に術語の際述べた如く、第 26 條に於ては舊示方書に使用したる施工軟度の言葉を除いて、ウォーカビリチーなる言葉を使用した。又、從來の施工軟度試験は主として、ウォーカビリチーの一部分の性質であるコンクリートの流動性に關する試験なるを以て、コンクリートの流動性試験と書き改めた。即ち、第 26 條 ウォーカビリチー鐵筋コンクリートに使用するコンクリートは、相當の突固め又は振動等に依り、型枠の隅々及び鐵筋の周囲に十分行き亘る程度のウォーカビリチーを有するものたるべし。コンクリートの流動性試験は「流動性試験標準方法」(附錄第 5 章)に依るべしとした。

ミキサの一練りの分量は多すぎても、少なすぎても十分な混合が出來ない。又、ミキサの新舊に依り、其の適當

なる量は異なるを以て、責任技術者が之を決定すべき條項を新たに第 28 條機械練りに追加し、(2) 1 練りの分量は責任技術者の指示に従ひ之を決定すべしとした。

第 7 章コンクリート打ち及び養生 第 31 條準備 (3) にコンクリートを打つには、先づ、使用コンクリート中に於けると同等以上の配合のモルタルを、1 練り打つべしなる 1 項を追加した。之は機械練りに於ける第 1 パーチは、ミキサや輸送装置の内面に多量のモルタルが附着するため、所定の配合及び水量のコンクリートが打たれないのが普通なので、コンクリート打ちに先立つて、先づ、使用コンクリート中に於けると同等以上の配合のモルタルを 1 練り打つ様に注意したのである。尙、1 練りの所要量はミキサ、輸送装置等を考慮して適宜決定すべきである。

柱にコンクリートを打つ場合は特別の注意が必要であつて、最近、獨逸の示方書に於ても此の點に關し相當詳細に示方して居る。そこで今回、第 32 條取扱い (6) に柱の場合の 1 項を追加したのであつて、柱のコンクリートを打つ際は、運搬中に材料の分離を認めたコンクリートは、柱の型枠の側に於て打込む前に練直すこと、又、樋卸しに依り運搬したコンクリートは直接柱の型枠内に打込みぬ様注意すること等は勿論であるが、尙、特に注意を要する點は、新條文に記載した如く、漏斗を附した管等を用ひて、コンクリートを柱断面の中央位置のみ打込む様にし、且つ其の際、コンクリートの落つきを十分にするためと材料の分離を防ぐため、打上り速度を相當制限する必要があることである。最大 30 分に就き 1 m と云ふのは経験に依る 1 つの目安であつて、獨逸の示方書も斯様な數値を採用して居る。

第 34 條締固めに於て先づ第 1 に今回新規に作成した締固めなる術語に就いて説明する。從来我々はコンクリート中の空隙を排除する作業を總稱して突固めと云つて居たのであるが、突固めなる言葉は、日本語として、棒を手に持つて突くこと、即ち hand tamping の意味を多分に持つて居るので、今回審議の結果、コンクリートを consolidate さす作業は、今後締固めと呼ぶことに決定した。從つて、コンクリートの締固めには突棒其の他に依る突固めと振動機に依る締固めとが考へられる理である。

本條項改正の要點は、最近廣く行はれる様になつた振動機に依る締固めを取入れた點である。即ち、(1) に於て、舊條文はコンクリートは填充中及び其の直後、適當なる器具を以て充分に均勻とあつたのを、コンクリートは打込み中及び其の直後、突固め又は振動に依り十分に締固めを行ひと改正した。尙、(1) の後半にコンクリートの行き亘り困難なる箇所に於ては、コンクリート打ちに先立ち、使用コンクリート中に於けると同等配合のモルタルを打つか、又は其の他適當の方法に依りコンクリートの行き亘りを確實ならしむべしの 1 項を追加した。之は部材の形が複雑なため又は鐵筋が錯綜して居るため、締固めが困難で、コンクリートの行き亘りに不安がある場合は、使用コンクリート中に於けると同等配合のモルタルを 1 練り打つことが、鐵筋をコンクリートで包むため、又、良好なモルタル表面を得るために、實際上極めて有效であるから、特に茲に附記したのである。

第 34 條 (4) は振動機を使用する場合の示方條項として、今回新たに追加したものである。振動機を使用する場合には、コンクリートの配合、水量、振動時間、運搬方法及び取扱いは、凡て、振動機の使用に適する様、之等を定めなければならぬ。振動機には種々の種類があり、同種のものでも、振動数、振幅其の他に大分の差があるので、振動機の使用方法に就いて、一般的の示方を設けることは、今日の處まだ不可能である。それで、振動機を使用する場合、責任技術者は、振動機の使用方法に就き詳細指示しなければならないのである。

第 36 條寒中コンクリートの施工 (3) は、コンクリートが凍害を受けないために必要なコンクリート施工中の氣温を規定したものであつて、從來コンクリート施工中の氣温は、コンクリート打ち後 72 時間以上若くはコンク

リートが充分硬化する迄、少くとも気温を10°Cに保たしむる爲、適當の手段を講ずべしとなつて居たのを、今回コンクリート打ち後少くとも72時間10°C以上若くは120時間5°C以上に保たしむるため、適當の手段を講ずべしと改めた。

コンクリートが凍害を受けないためには、其の圧縮強度は大約50kg/cm<sup>2</sup>以上であることが必要であつて、其のためには從來の研究に依れば、普通セメントの場合、舊條文の如く、コンクリートを打つてから少くとも72時間10°C以上に保つ必要があると考へられる。只、舊條文の若くはコンクリートが充分硬化する迄と云ふのは時間的に極めて曖昧であるから、今回之を削除した。尙、小工事の場合等に於て、経費の關係上、保溫設備の能力が不十分なときは、周囲の氣温を10°C以上に保つことは實際問題として容易でないので、之を5°C程度に低下し度いと云ふ満鐵方面の切なる希望が本改正委員會に出た。依つて審議の結果、前記と略々同じ結果を得る方法として、少くとも120時間5°C以上に保つことを今回追加指示したのである。従つて、前記兩者は殆んど同等であるから、現場の實情に應じ、適宜何れかの方法を選択すればよい。但し、本條は普通セメントを使用した場合を目安にとつたのであつて、早強セメントを使用した場合は、大體前記の時間の半分でよいのである。

第37條養生(2)に早強セメントを使用した場合として、早強セメントを使用せる場合は、コンクリート打ち後の前記期間中少くとも當初の3日間は特に濕潤状態を保たしむる様注意すべしなる1項を追加した。早強セメントを使用した場合は、コンクリート打ち後硬化作用が普通セメントに比べて極めて急激に行はれるから、其の初期に於て特に十分の水分を供給する必要がある、それで其の期間を特に指示して注意を喚起したのである。

第3節縫目に於ては、從來アーチに於ける打縫目に就いて何等示方して居なかつたのであるが、アーチは其の作用上、打縫目に就いて特に注意が肝要であり、又、從來案外此の點に無關心に施工された例に乏しくないので、今回特に關係條項を制定して第42條とした。本條に於ては、剪断力に對する縫目の安全度を大ならしめるため、打縫目はアーチ軸に直角の方向に設ける様、又、アーチの幅が廣いときは、スパン方向の鉛直打縫目を設け得ることを規定した。尙、本條の制定に依つて第33條取扱ひ(4)の一部、但しアーチの如き場合は此の限りにあらずは全く不必要となるので之を削除した。

第8章鐵筋工 第46條鐵筋の加工(2)は設計に示されない場合、鐵筋を曲げるときの最小半径を規定したものである。從来は其の端に於ては鐵筋最小寸法の1.5倍以上、折曲鐵筋の曲點に於ては10倍以上の半径を有する圓形の型を用ふべしとあつたのを、今回、折曲鐵筋の曲點の場合は5倍以上に減じ、新たにラーメン隅角部の曲點の場合を追加して、10倍以上の半径を有する圓形の型を用ひることに規定した。之等は何れも實驗其の他の結果から、十分安全と思はれる範圍に於て決定したのである。

鐵筋コンクリート橋梁のスパンは最近次第に大きくなり、従つて引張鐵筋も太いものが使用される様になつた。依つて、之等の鐵筋に重ね縫手を施して居たのでは、縫手のための鋼材増は相當量にのぼるのであつて、鋼材節約の上から云つても、熔接に依る縫手を適當に使用することは、時節柄極めて大切なことである。上記の事情は、電氣熔接の昨今に於ける非常な進歩と相俟つて、成可く熔接に依る縫手を使用し度いと云ふ現場の意向を相當高めて居る様である。従つて、今回の改正に於ては、第48條鐵筋の縫手(3)の熔接に依る縫手の示方に關し、多分の關心が拂はれたのである。其の結果として、先づ第1に從來の規定では效率確實に80%以上の方法を採用して居たのに對し、效率100%以上の縫手は今日さして困難でないと考へられるので、今回之を100%以上の方法を採用することに改正した。

然し、熔接に依る繼手の強度は、本來、熔接工の技量其の他に依つて非常に差異があり、又、昨今の試験結果に徴しても、此の點の不安は依然輕減されて居ないので、やはり責任技術者が必要を認めた場合には、指示された斷面積の附加鐵筋を併用することにして、安全をとつたのである。尙、附加縫筋は全く責任技術者の判断にまかせてよい理であるが、或程度の目安を與へるために、茲に長さ 80 d 以上で兩端に鉤を有しないものを指示したのであつて、兩端に鉤を設けないのは、部材の引張側に於ける龜裂の發生を防ぐためであり、長さ 80 d 以上としたのは、片側に 40 d 以上をとれば、先づ十分な附着強度が得られるからである。

尙、本條項は從来、引張鐵筋の熔接に依る繼手には……となつて居たのであるが、今回之を引張鐵筋に熔接に依る繼手を使用する場合には……と改め、本條項の存在は熔接に依る繼手を積極的に推奨する意味でないこと、又、熔接技術の現状は、まだ左様な時機に到達して居ないと云ふ氣持ちを茲に表はしたのである。

第 56 條型枠の取外し (1) の舊條文は型枠はコンクリートが相當硬化する迄之を存置すべく、責任技術者の承認を得るにあらざれば、之を取外すべからずとなつて居た。之に依ると型枠の取外しは全く責任技術者の判断に依ることを原則として居るのであつて、同條文の前半は單に一種の説明に過ぎないものであるから、之は削除した方が却つて型枠取外しに對する原則が判然として結構だと思はれるので、今回型枠は、責任技術者の承認を得るにあらざれば、之を取外すべからずと改正した。

同條 (2) は型枠取外しに到る期間の大體の標準を示したものである。本標準は從来、型枠は、コンクリートの壓縮強度を増し、固有元應力及び構造物全體としての元應力を減少し、收縮龜裂の發生を防ぐ上から、事情の許す限り永く存置するのがよいと云ふ立前で立案されて居たものである。然し、最近、コンクリートのクリープの研究が進むにつれ、型枠の存置期間は永きが故に必ずしも構造物によい影響を與へるものでないことが解つて來たのであつて、コンクリートが十分硬化を完了した時機よりも、寧ろ幾分若い間に型枠を取外し、コンクリートのクリープと云ふ性質を十分利用する方が適當な場合が少くない。其のためか、歐米に於ける型枠存置期間の標準は、昨今幾分短縮されて來た様であり、米國の示方書の如きは、從来全然存置期間の目安を與へて居ない。爾來表-4 に與へられて居る數字は勿論極く大體の目安に過ぎないのであるから、今、前記の理由に依つて之を如何に改正すべきかは相當面倒な又困難な問題である。然し、だからと云つて之を全然削除することは、只、堰板の經濟、施工の手間の都合から、型枠取外しを急ぎたがる場合のあることを思ふとき、之また採るべき方法でないと考へられる。そこで前記のクリープの影響等を適宜考慮に入れ、各國の標準を參照して決定したのが本改正條項表-4 である。

第 10 章の表題は之を被りと改めた。普通の場合の被りは第 57 條に從来條文を以て規定されて居たのであるが、見易い様に、今回之を其の儘表-5 の形式に改めた。

尙、第 57 條には(1)主鐵筋の被りは其の直徑以上とすべし及び(4)流水其の他に依り磨損の虞れある部分は、被りを適當に増大すべしの 2 項目を追加した。

第 11 章の表題は從来防水となつて居たが、今回之を水密を要する鐵筋コンクリートと改めた。之は本章の内容が、水密を要する鐵筋コンクリートに對する示方にとどまり、防水工には何等觸れて居ないためであつて、内容に妥當な様に改正したのである。尙、メンブレン式防水工其の他に關する示方條項の制定並びに追加は、之を將來に譲ることとした。

第 13 章海水の作用を受くる鐵筋コンクリートに就いては、條文の追加及び配列の變更を行つた。即ち、第 62 條に總則を設け、第 64 條には緩和材に關する新條項を設けた。又、第 65 條 コンクリート打ち (3) に鐵筋と堰板

との間隔を保持するために使用するモルタル塊、鐵座等はコンクリート中に埋込まざる様注意すべしの 1 項を追加した。之は主として築港用ケーランの様な鐵筋コンクリート製品を対象としたものであつて、斯様な場合には、鐵筋と錨板との間隔を保持するために使用するモルタル塊、鐵座等をコンクリート中に残存させることは、鐵筋及びコンクリートを腐蝕させる弱點を作ることになるので、コンクリート打ちに際しては、コンクリートを打ち上るにつれて、順次之等を取除いて行く等、適當な方法に依り、コンクリート中に残存させない様に注意を喚起したのである。

第 13 章 表面仕上げ 第 67 條表面仕上げ (3) に但し鍛仕上げは過度ならざる様注意すべしを追加した。 之は鍛仕上げが過度になると、コンクリートの上面にセメント糊が上昇して、特に富配合となるため、龜裂を生ずる惧れが大となるからである。

第 14 章の表題は、從來現場に於けるコンクリート壓縮強度試験及び載荷試験となつて居た。 然し、現場に於て行はれる試験は、必ずしも上記の試験のみではなく、コンクリート流動性試験及び骨材試験等もあり、又、本章はもともと現場に於ける諸試験を一括示方するのが目的であるから、今回、本表題を一般的に試験を改めたのである。第 68 條現場試験に於ては、現場に於てコンクリート工事中行はるべき諸試験に就いて規定すると同時に、試験に不合格なる場合には、責任技術者の指示を受ける様、其の處置に就き指針を與へた。

第 69 條載荷試験 (3) は、構造物の最大撓み及び殘留撓みの測定に就いて規定したものである。 構造物の最大撓みは、一般に、試験荷重を載荷してから、大約 6 時間以上たてば得られる。依つて、從来は、最大撓みの測定は試験荷重を 6 時間以上載荷した後、之を行ふことに規定して居た。又、變形が戻るのには更に一層時間がかかるので、殘留變形の測定は荷重を除いて、12 時間以上経過して之を行ふ様に規定して居たのである。然し、現場に於ける實際作業から考へてみると、試験荷重を載荷して 6 時間以後と云ふ時刻は、そろそろ夕方に向ふのが普通であり、荷重を除いて 12 時間以後と云ふ時刻も亦夜に入るのが普通なので、從来は此の點非常に不便が多かつた様である。それで今回之等を、何れも 24 時間以上経過してから、測定することに改めたのである。試験荷重を載荷してから、相當永く置くことは、最大撓みの決定には何等不都合がなく、一方に於て作業が實際行ひ易くなるのだから、此の方がよいと思ふ。只、殘留變形の方は、變形が戻る時間が舊條文より永くなつたことになるので、殘留變形は最大撓みの 20% 以下と規定して、舊條文の 1/4 に比べて幾分小さくしたのである。

構造物に對し溫度變化の影響を考慮する場合には、從来は、±15°C を標準とする様規定して居た。 然し、之に依ると、溫度昇降の考慮すべき標準は知ることが出来るが、實際計算上採用すべき最高最低の溫度差に就いては幾分明確を缺く感がある。故に、今回第 71 條に於て此の點を改正し、最高最低の溫度差は 30°C とし、溫度の昇降は各々 15°C を標準とすとした。 尚、地方的状況に應じ、前記の標準を相當増大する必要あることを附記した。

第 74 條 集中荷重の分布 (1) (イ) 及び (ロ) は、内務省道路構造令に關する細則の改訂に伴ひ、今回其の一部分を改正した。

第 17 章 許容應力度 第 75 條コンクリートの許容應力度に於ては、近時セメント品質の向上並びに一般鐵筋コンクリート施工技術の進歩に鑑み、許容軸方向壓縮應力度、許容曲げ壓縮應力度及び許容支壓應力度の最大値を夫々 5 kg/cm<sup>2</sup> だけ上げた。 支承面に特に螺旋狀の鐵筋其の他を插入して、支壓強度を高めた場合の最大値も亦同様に 5 kg/cm<sup>2</sup> だけ上げ、70 kg/cm<sup>2</sup> とした。

圖-3 (a) に示す如く、支承の表面積  $A$  が支壓力を承くる面積  $A'$  より大きい場合は、(6) 式を用ひて其の許容

支圧應力度を幾分高めてよいのであるが、尙、(b) に示す如き場合には、(7) 式  $\sigma_{cu}' = \sigma_{ca}^3 / \sqrt{\frac{d}{l}}$  に依ることが出来る。本 (7) 式は今回新たに追加したものである。又、從來は上記兩場合に對する許容應力度の最大値が、何等規定してなかつたので、今回之を  $120 \text{ kg/cm}^2$  と決定した。 $120 \text{ kg/cm}^2$  と云ふ數値は、之等の式がもともと Bach 教授の研究に基くものなので、獨逸の示方書に準據して決定したのである。

第 79 條版 (I) は、版の有效高さの最小値を規定して居る。版の有效高さは、實際計算してみると、普通、本規程に抵觸する様な場合は殆んど無い。又、近時鐵筋コンクリート施工技術の進歩に伴ひ、獨逸の標準示方書等では、此の値が極めて小さく規定せられて居るので、今回、獨逸の規定に多少の安全をとつて、之を改正したのである。

第 79 條 (2) に規定する版の最小厚さは、從來の  $10 \text{ cm}$  を今回  $8 \text{ cm}$  に低下させた。勿論、責任技術者の判断に依つて、 $8 \text{ cm}$  以上如何程にても設計出来るのであるから、此の點何等痛痒を感じないのであるが、現今の施工技術では、版の厚さは  $8 \text{ cm}$  程度までは、先づ安全に施工出来るのだと云ふ気持ちを、茲に表はしたのであつて、獨逸の標準示方書では  $7 \text{ cm}$  と規定して居る。第 80 條 (4) に規定した丁形梁の突緣の最小厚さも亦全く同様な理由で、 $8 \text{ cm}$  に改正したのである。

(3) に規定する主鐵筋の中心間隔は、從來の  $20 \text{ cm}$  以下を改正して、獨逸の示方書に倣ひ、最大曲げモーメントの断面に於て  $15 \text{ cm}$  以下、又は版の有效高さの 1.5 倍以下 と規定した。尙、最大曲げモーメント以外の断面に於ても、主鐵筋間隔を餘り大きくすることは成可く避け度いので、其の他の断面に於ても  $30 \text{ cm}$  を超過すべからず と附記した。

配力鐵筋に關しては、從来 (4) に配力鐵筋の間隔は  $40 \text{ cm}$  以下とし、總断面積は之に直角なるコンクリート断面積の 0.2% 以上とすべし と規定して居た。然し、之に依ると曲げモーメントが一定の場合、断面の高さを高くすればする程、配力鐵筋の所要断面積が増大することになり、如何にも不合理な結果に陥るので、配力鐵筋の所要断面積はやはり引張主鐵筋断面積に關係づけて規定するのが正しい方法だと思はれる。故に今回舊條文を改正して、單位幅に於ける配力鐵筋断面積は、其の部分に於ける引張主鐵筋の單位幅の断面積の  $1/4$  以上とし、之を断面の有效高さの  $4$  倍以下の間隔で配置する様規定した。尙、薄き版に於ける配力鐵筋に對しては、獨逸の示方書を參照して、特に規定を設けた。

版の場合はともかくとして、梁の場合は計算に依ると、有效高さは相當大きなものとなり、從來の有效高さの最小値に關する規定に抵觸する様な場合は全然ない。依つて、第 80 條矩形梁及び丁形梁の有效高さの最小値 は規定して置く必要がないと思はれるので、今回之を削除した。

丁形梁に於て版の主鐵筋が梁に平行な場合には、梁に直角に相當の用心鐵筋を版の上部に配置すべきことは以前から規定されて居た。然し、其の量に就いては何等規定がなかつたので、今回獨逸の示方書に倣ひ、第 80 條 (5) に直徑  $8 \text{ mm}$  の鐵筋を  $1 \text{ m}$  に就き少くとも  $6$  本程度に使用することを規定した。

第 82 條及び第 83 條 に規定する版及び梁のスパンの採り方は、從來極めて不完全なものであつたので、今回、獨逸の示方書を參照して、之を改正したのである。即ち、版のスパンに關しては、從來、單純支承の場合のみを取上げ支承面の中心間隔をとることに規定して居たが、版の様な小スパンでは、支承面奥行きの大小が、相當大きく效いてくることになるので、今回、單純版及び固定版の場合は、内法スパンにスパン中央に於ける版の厚さを加へたものを採ることにした (第 82 條 (1))。

單純梁又は固定梁のスパンは、從來通り支承面の中心間隔をとることにした。然し、やはり奥行きの長い場合は、

梁の内法スパンに其の 5% を加へたものを採ることにした。(第 83 條(1))。

第 85 條 2 方向に主鉄筋を有する版の場合に於て、負の最大支點曲げモーメントのうち、準固定支承の場合は、其の係数が從来  $1/10$  となつて居て、固定支承の場合よりも大きい値を規定して居た。之は如何にも不合理であるので、審議の結果、今回之を  $1/12$  に改正した。

第 88 條(1) に規定する丁形梁突縁の圧縮有效幅は、最近の獨逸の規定を参照して、之を改正した。即ち、(イ)断面の決定又は應力算出の場合と(ロ)不靜定力又は彈性變形の計算の場合の 2 項に分ち、其の各々を兩側に版ある場合と片側に版ある場合に分けて規定したのである。

第 91 條 附着應力度(3)は、附着應力度の計算を省略し得る場合に就いて規定したものである。獨逸の示方書では、以前から鉄筋の直徑 25 mm 以下の場合に對し、附着應力度の計算を省略し得ることを規定して居たが、本標準示方書に於ては、從來、安全をとつて 20 mm 以下と規定して居た。然し、最近の鋼筋コンクリート施工技術の進歩に鑑み、省略し得る範囲を今少し擴げてもよい様に思はれるので、今回獨逸の規定に幾分安全をとつて、24 mm 以下と改正した。

第 20 章 2 方向に主鉄筋を有する無版梁は、今回新たに追加したものである。無版版のうちで、2 方向配筋法に依るものは、設計、施工が比較的簡単であり、十分満足な結果を與へるもので、現今、廣く用ひられて居る。又、獨逸の標準示方書に於ても既に之に關する規定を設けて居るので、今回、2 方向配筋法の無版版、即ち、2 方向に主鉄筋を有する無版版だけに就いて規定したのである。

第 94 條 帯鉄筋柱及び第 95 條螺旋鉄筋柱の第 1 項に規定する最小幅又は直徑は、從來の 25 cm 以上を 20 cm 以上に改正した。之は鋼筋コンクリート施工技術の進歩に鑑み、可能であると考へたからであつて、最近の獨逸の示方書も亦斯様に規定して居る。

第 94 條(2) 帯鉄筋柱に於ける軌方向鉄筋断面積は、從來、所要コンクリート断面積の 0.8% 以上 3% 以下と規定されて居たのを、今回、0.8% 以上 4% 以下と改正した。之は各國の規定を斟酌し、之に幾分の安全をとつて決定したのである。

~第 94 條(4) 螺旋鉄筋柱に於ける軌方向鉄筋の断面積は從來、柱の全断面積の 0.8% 以上 4% 以下と規定して居たのであるが、今回、0.8% 以上 4% 以下と改正し、且つ螺旋鉄筋換算断面積の  $1/3$  以上とする様規定した。之も各國の規定に於ける最近の傾向に據つたのである。

尙、帶鉄筋柱及び螺旋鉄筋柱の場合に於て、梁と交叉する柱の部分は大きい曲げモーメントを受け、又、構造物全部の弱點となり易い箇所であるから、普通部分よりも、多少帶鉄筋若くは螺旋鉄筋の間隔を小さくして、柱が十分の強さを發揮し得る様にするのが本當であるにも係らず、從來往々にして、帶鉄筋若くは螺旋鉄筋を省略した例を見受けるので、今回、斯様なことの無い様、特に注意を喚起する 1 項を追加したのである。

#### 附錄、試験方法の改正に就いて

試験方法の改正は、云ふまでもなく、標準示方書全般に亘る今回の改訂に關聯したものであるが、尙、外に、最近起つた二三の事項に原因して居るのであつて、其の根據は大體次の 3 つである。

第 1 は、鋼筋コンクリート設計、施工技術の進歩に伴ひ、又、昭和 6 年以來、本標準試験方法を廣く一般に使用した結果、改正するのが至當だと考へられる點であつて、本示方書全般の改訂と全く同一の理由に基くものである。

第 2 は、昭和 14 年 12 月 15 日開催された建築學會との協議會の結果に基くものである。爾來、我國に於ては、

土木學會並びに建築學會に於て、夫々鐵筋コンクリートに関する標準試験方法を制定して居り、兩者は大綱に於ては全く一致するものであるが、詳細部分に於ては、尙、數ヶ所の相違點を包含するものである。依つて、兩學會關係者は、他日協議の上、之等の相違點を除去し、將來、國內に於ける鐵筋コンクリート關係標準試験方法の統一を計る必要を豫て痛感して居たのである。然るところ、今回、幸ひ其の機會が到來し、兩學會に於て指名せられた協議委員の外、日本ポルトランドセメント技術會代表の方々をも加へて懇談の結果、茲に極めて和氣藪々裡に全會一致の案を得、年來の懸案を解決することが出來たことは、時節柄邦家のために眞に御同慶に堪えないとところである。本協議會に於て建築學會に御讓歩願つた點も多々あるが、土木學會が讓歩し、改正することにした點も二三あるので、之を今回改正事項に取入れたのである。

第3は、昭和11年にコンクリート骨材試験箇の日本標準規格が制定せられてから、既に約3ヶ年経ち、其の内容に對する一般の認識も、今日では相當深いものがあること、又、目下作成中の無筋コンクリート標準示方書にも同様に標準試験方法が制定される筈であるから、之等の間の區別を判然させ度いこと等を考慮して改正したものである。

尙、之は稱呼の問題であるが、第1章骨材篩分け試験に關する標準方法を始めとして、從來、標準試験方法はすべて…試験に關する標準方法と呼んで來た。之は何時の間にか出來上つた1つの稱呼に過ぎず、別段深い意味のあるものでなく、又、…試験標準方法でも十分解ることであるから、今後は…に關するを除いて、…試験標準方法と呼ぶことにした。以下逐條的に試験方法に於ける改正點を擧げてみる。

第1章 骨材篩分け試験標準方法 第1條試料(1)に於て、採取すべき試料の量は、粗骨材又は細粗混合の骨材…所要最大篩目の大きさを mm にて示せる數の 100 倍…となつて居たのを、最大寸法を mm にて示せる數の 100 倍…とした。

第2條篩に於ては、從來は篩の構造、材質、寸法及び公差、稱呼等に就いて、極めて詳細に記述して居た。然し、之は單に昭和11年に決定せられたコンクリート骨材試験箇に關する JES を廣く一般に紹介し、其の普及徹底を計る目的でなされて居たものであつて、該 JES に對する認識既に相當深い今日に於ては、も早や其の必要を認めない。依つて今回、之等を削除した。尙、前記篩の構造其の他を含む JES の全文は、鐵筋コンクリート標準示方書の末尾に、又、解説附録の冊子に於ては、参考編として、ポルトランドセメント其の他と共に之を掲載し、一般使用者の便詮を計ることとした。

第4條報告(1)は、從來篩分けの百分率は之に最も近き整數にて報告すべしとなつて居た。然し、篩分け試験結果を更に加積曲線で表はすと、一目瞭然として、骨材品質の判断に頗る便利が多いし、又、現に歐米では主として此の方法を採用して居るので、今回、加積曲線で表はすことを原則にしたのである。

第3章 砂の有機不純物試験標準方法 第12條試験方法(1)に於て、舊條文無色硝子管に 100 cc の所まで入れは 125 cc の所まで入れに、又、砂と溶液との全容量を 155 cc とすべしは 200 cc とすべしと改正した。之等は何れも前記建築學會との協議の結果に因るものであつて、米國材料試験協會の方法も亦斯様に規定して居る。

第5章に規定する試験方法は、何れもコンクリートのウォーカビリティーの一半である、流動性を測定する方法に過ぎないのである。故に從來の施工軟度試験に關する標準方法なる名稱を改正して、其の内容に適合する様、コンクリート流動性試験標準方法とした。

本章に規定する流動性試験方法に關し、茲に更めて注意を喚起し度い點は、本試験方法は其の本質から云つて、硬練りコンクリート又は極めて貧配合のコンクリートに對しては、妥當なものでなく、又、決して之等を對象とし

て制定されたものでもないことである。然し、今、本試験方法の適用範囲を本標準示方書に規定する鉄筋コンクリートに使用せられるコンクリートに限定するならば、本試験方法は先づ安心して使用出来るものである。故に本章は、劈頭に於て、本試験方法は最小使用セメント量、配合、水量等の諸點に於て、普通鉄筋コンクリートに使用せられる範囲のコンクリートを対象とし、又、斯様なコンクリートの流動性試験方法として、始めて妥當なものであることを明確に断ることが肝要であり、且つ賢明であると考へるのである。尙、此の點は目下作成中の無筋コンクリート標準示方書にも、別に流動性試験標準方法が規定される筈であるから、之等の間の區別のためにも亦必要なことだと考へる。依つて、今回、第18條に新たに總則を追加し、鉄筋コンクリート用コンクリートの實驗室又は現場に於ける流動性試験は本標準方法に依るべしと規定した。

第20條試験及び結果(1)に於て、突棒に依る突數は從來毎層30回と規定して居たのであるが、建築學會との協議會の結果、毎層は突棒の尖端を以て(30-スランプ)回之を突くべしと改正した。新規定に依ると、本試験實施の際は、先づスランプを假定して取かゝらねばならないことになり、得られた試験結果が當初の假定と開きがないときに、始めて正しい試験結果であると云ふことになるので、此の點從来とは幾分手數がかゝるかも知れない。然し實際は、スランプ試験そのものが本來頗る嚴密性に乏しいものであり、又、熟練するとコンクリートを見ただけで、大體其のスランプを豫想することも困難でないから、案外必配するに當らないものと思ふのである。尙、之に準じて、(2)フロー試験及び(3)落下試験の場合に於ける突數も、(30-スランプ)回と改正した。

第6章 コンクリート圧縮強度試験標準方法 第21條總則は、從來、…コンクリート圧縮強度試験用供試體の製作及試験は本標準方法に依るべしとなつて居た。然し、本章は、單に供試體の製作及び試験にとゞまらず、圧縮強度試験方法の全般に亘つて規定して居るのであるから、何も特に供試體の製作及び試験と斷る必要がない。故に今回…圧縮強度試験は本標準方法に依るべしと改正した。

尙、本圧縮強度試験方法も、前章流動性試験同様、本來の性質として、硬練りコンクリートに對しては決して妥當なものでない。今、試みに其の締固め作業をみても、突棒に依る突固めを採用して居るのであつて、之でコンクリートが大體満足な程度に締固められ、且つ現場コンクリートと十分な近似性を持つためには、どうしても軟練り及び中軟練りのコンクリートを想定せざるを得ないのである。従つて、本試験方法の適用範囲を鉄筋コンクリート用コンクリートに限定するならば、本方法は先づ無難であり、且つ十分に役立つものであると思ふ。尙、此の點は、目下作成中の無筋コンクリート標準示方書にも、何れは別にコンクリート圧縮強度試験標準方法が制定される筈であるから、之等の間の區別のためにも、又必要なことだと考へる。尙また、今回の改正に依つて突數が(30-スランプ)回となつたことは、考へ様では、スランプ=0のときは突數が從來通り30回で、斯様な硬練りの場合も、當然本試験方法の適用範囲に含まれるかの如き誤解を招き易いので、此の意味からも是非鐵筋コンクリート用コンクリートのみを對象とすることを總則に於て断る必要があると考へる。故に第21條總則は鉄筋コンクリート用コンクリートの實驗室又は現場に於ける圧縮強度試験は本標準方法に依るべしと改正した。

第22條供試體の形狀、寸法及び數(2)に於て、供試體の寸法は粗骨材の最大寸法5cmより大なる場合、直徑20cm高さ40cmと規定せられて居たが、之は今回削除した。即ち、今次の改正に依り、鐵筋コンクリート用コンクリートの粗骨材は、第18條(3)に依り、最大寸法50mm以下と決定せられたからである。

第25條セメントの試験の項は、從來、セメントの試験の昭和5年8月商工省告示第41號及第42號「ポルトランドセメント規格及高爐セメント規格」に記載せる試験方法に依りて之を行ふべしとあつたのを、今回JESの改訂に順應して、セメントの試験はJES第28號A4及び第29號A5「ポルトランドセメント規格及び高爐

セメント規格」に記載せる方法に依りて之を行ふべしと訂正した。

第 30 條コンクリートに於て、(1) を實驗室に於て供試體製作用のコンクリートを手練りに依り造る場合には、…と改正し、(2) を實驗室に於て供試體製作用のコンクリートを機械練りに依り造る場合には…と改正した。之は(1) 及び(2) は、何れも、實驗室に於て供試體を製作する場合の注意であつて、(3) に規定する現場に於けるコンクリートより試料を採取する場合と、明確に區別される必要があるので、斯様に改正したのである。

第 32 條填充(1) の項に於て、層數 4、突數(30-スランフ)回は、夫々舊規定の層數 3、突數 30 回を前述の建築學會との協議會の結果、改訂したものである。本改訂に依つて、層數及び突數は流動性試験及び壓縮強度試験を通じて、全く共通となり、又コンクリートのウォーカビリティーを考慮に入れて突數を變化させる、即ちウォーカビリティーに應じて、或程度まで其の締固め作業を加減することになるので、此の點、現場コンクリートに対する近似性を増すことになつて結構なことだと思ふ。

第 37 條試験の準備(1) は今回、供試體の試験は供試體を養生室より取出し重量を測りたる後直ちに濕潤状態にて之を行ふべしと改正した。供試體の重量は、本來、上面仕上げ用セメント糊の厚さに依つて、相當差異があるので、コンクリートの品質試験上、餘り重要な意義を有しないのである。依つて從來、其の測定時期に就いては、別に何等規定を設けなかつた。然し、今回、ともかくも之を一定して置く方がよいではないかと云ふ意見が起り、本條項に規定することになつたのである。

第 38 條試験荷重を加へる方法(8) に於て、其の後半を供試體に荷重を加へる速度は毎秒 2 乃至 3 kg/cm<sup>2</sup> を標準とすべしと改正した。供試體に荷重を加へる速度は舊條文に於ては、試験機の動頂を動かす速度を以て規定されて居たのであつて、之はオルゼン型(電動)試験機を對象として、制定されたものである。然るに、近時我國の試験機をみると、オルゼン型は極めて稀れで、比較的廉價なアームスラー型(油動)を採用されて居る向きが多い。依つて、今回、アームスラー型を對象として制定せられた獨逸の標準示方書の例を參照して、前記の如く改訂したのである。

第 40 條報告の項に於ては、從來、報告すべき事項のみを列舉して居たのであるが、報告事項は出来るだけ明細な方がよいし、又、報告用紙も之を統一するのに越したことはないので、今回本項末尾にコンクリート壓縮強度試験報告書を添附して、様式と内容の兩者を併せて指示することにした。尙、報告書の記入者に就いては、本條(2)に於て之を指定した。